

報告第 10 号

処分事件報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事件を処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

記

筑西市地域包括支援センターの運営及び職員に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（令和 6 年 3 月 31 日処分）

令和 6 年 6 月 5 日提出

筑西市長 須 藤 茂



専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、下記事項を別紙のとおり専決処分する。

記

筑西市地域包括支援センターの運営及び職員に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（令和６年３月３１日公布）

令和６年３月３１日

筑西市長 須 藤 茂

筑西市地域包括支援センターの運営及び職員に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を
公布する。

令和6年3月31日

筑西市長 須藤 茂

筑西市条例第20号

筑西市地域包括支援センターの運営及び職員に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例

筑西市地域包括支援センターの運営及び職員に関する基準を定める条例（平成27年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「地域包括支援センターは、」の次に「筑西市介護保険条例（平成17年条例第108号）第17条第1項に規定する」を加える。

第4条第1項各号列記以外の部分中「人数」を「常勤の職員の員数（筑西市地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。）」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項各号列記以外の部分中「前項」を「第1項」に改め、同項第1号中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、筑西市地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに前項第1号から第3号までに掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ前項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに配置すべき常勤の職員の員数の基準は、前項第1号から第3号までに掲げる者のうちから2人とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。